

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第82号

### 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>38時間45分</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>15時間30分</u>から<u>31時間</u>までの範囲内で任命権者が定める。</p> <p>4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>31時間</u>までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>5 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間に於いて、1日につき<u>7時間45分</u>の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等について</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>40時間</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>16時間</u>から<u>32時間</u>までの範囲内で任命権者が定める。</p> <p>4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>32時間</u>までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>5 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間に於いて、1日につき<u>8時間</u>の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等について</p>

<p>ては、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき<u>7時間45分</u>を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき<u>7時間45分</u>を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>(週休日の振替等)</p> <p>第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する3時間45分又は4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p>(船員の勤務時間等の特例)</p> <p>第7条 任命権者は、第2条の規定にかかわらず、船舶に乗り組む職員の勤務時間について、人事委員会の承認を得て、52週間を超えない期間につき1週間当たり<u>38時間45分から40時間の範囲内で任命権者が定める時間</u>(育児短時間勤務職員等にあつては第2条第2項の規定により定める時間、再任用短時間勤務職員にあつては同条第3項の規定により定める時間、任期付短時間勤務職員にあつては同条第4項の規定により定める時間とする。)とすることができる。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>は、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき<u>8時間</u>を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき<u>8時間</u>を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>(週休日の振替等)</p> <p>第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p>(船員の勤務時間等の特例)</p> <p>第7条 任命権者は、第2条の規定にかかわらず、船舶に乗り組む職員の勤務時間について、人事委員会の承認を得て、52週間を超えない期間につき1週間当たり<u>40時間</u>(育児短時間勤務職員等にあつては第2条第2項の規定により定める時間、再任用短時間勤務職員にあつては同条第3項の規定により定める時間、任期付短時間勤務職員にあつては同条第4項の規定により定める時間とする。)とすることができる。</p> <p>2及び3 略</p>
--	---

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり<u>38時間45分</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり<u>15時間30分</u>から<u>31時間</u>までの範囲内で教育委員会が定める。</p> <p>4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり<u>31時間</u>までの範囲内で、<u>教育委員会</u>が定める。</p> <p>5 略</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり<u>40時間</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり<u>16時間</u>から<u>32時間</u>までの範囲内で教育委員会が定める。</p> <p>4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり<u>32時間</u>までの範囲内で、<u>任命権者</u>が定める。</p> <p>5 略</p>
<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 市町村又は法第2条の市町村の組合に置かれる教育委員会(以下「市町村教育委員会」という。)は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき<u>7時間45分</u>の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき<u>7時間45分</u>を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき<u>7時間45分</u>を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p>	<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 市町村又は法第2条の市町村の組合に置かれる教育委員会(以下「市町村教育委員会」という。)は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき<u>8時間</u>の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき<u>8時間</u>を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき<u>8時間</u>を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p>
<p>(週休日の振替等)</p> <p>第5条 市町村教育委員会は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第3条第2項又は</p>	<p>(週休日の振替等)</p> <p>第5条 市町村教育委員会は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第3条第2項又は</p>

<p>前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する3時間45分又は4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p>	<p>前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p>
--	--

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（時間外勤務手当） 第13条 略 2 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が<u>7時間45分</u>に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。 3 略</p>	<p>（時間外勤務手当） 第13条 略 2 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が<u>8時間</u>に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。 3 略</p>
<p>（夜間勤務手当） 第15条 略  （端数計算） 第15条の2 <u>第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第13条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨</u></p>	<p>（夜間勤務手当） 第15条 略</p>

て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 略

2 第13条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)の月額、定時制通信教育手当の月額及び特勤手当に準ずる手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から465分に18を乗じて60で除して得た時間数(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員にあっては、人事委員会規則で定める時間数)を減じたもので除して得た額(以下この項において「月額給与の時間額」という。)とし、職員の勤務が特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に人事委員会規則で定める額を加算した額とする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 略

2 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)の月額、定時制通信教育手当の月額及び特勤手当に準ずる手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたもの(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員にあっては、人事委員会規則で定める時間数)を減じたもので除して得た額(以下この項において「月額給与の時間額」という。)とし、職員の勤務が特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に人事委員会規則で定める額を加算した額とする。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)</p> <p>第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、勤務時間条例第4条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第4条第1項の規定の適用を受ける職員(第3号に掲げる勤務の形態は勤務時間条例第4条第1項の規定の適用を受ける職員のうち船舶に乗り組む職員に限る。)に係る勤務の形態のうち、次に掲げるもの(育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。)とする。</p> <p>(1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日と</p>	<p>(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)</p> <p>第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、勤務時間条例第4条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第4条第1項の規定の適用を受ける職員(第3号に掲げる勤務の形態は勤務時間条例第4条第1項の規定の適用を受ける職員のうち船舶に乗り組む職員に限る。)に係る勤務の形態のうち、次に掲げるもの(育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。)とする。</p> <p>(1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日と</p>

<p>し、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が<u>19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分</u>となるように勤務すること。</p> <p>(2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が<u>19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分</u>となるように勤務すること。</p> <p>(3) 52週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、及び当該期間につき1週間当たりの勤務時間が<u>19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分</u>となるように、かつ、毎4週間につき1週間当たりの勤務時間が42時間を超えないように勤務すること。</p>	<p>し、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が<u>20時間、24時間又は25時間</u>となるように勤務すること。</p> <p>(2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が<u>20時間、24時間又は25時間</u>となるように勤務すること。</p> <p>(3) 52週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、及び当該期間につき1週間当たりの勤務時間が<u>20時間、24時間又は25時間</u>となるように、かつ、毎4週間につき1週間当たりの勤務時間が42時間を超えないように勤務すること。</p>
---	--

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(第1号任期付研究員の裁量による勤務)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の場合における第1号任期付研究員の勤務時間の算定については、月曜日から金曜日までの5日間(当該第1号任期付研究員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下この項において「育児短時間勤務等の内容」という。)に従った週休日(勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日をいう。)以外の日)において、人事委員会規則で定める時間帯について勤務時間条例第3条第2項の規定により1日につき<u>7時間45分</u>の勤務時間(育児短時間勤務職員等については、当該育児短時間勤務等の内容に従った勤務時間)を割り振られたものとみなし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日その他の人事委員会規則で定める日を除き、当該勤務時間を勤務したものとみなす。</p> <p>3~5 略</p>	<p>(第1号任期付研究員の裁量による勤務)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の場合における第1号任期付研究員の勤務時間の算定については、月曜日から金曜日までの5日間(当該第1号任期付研究員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下この項において「育児短時間勤務等の内容」という。)に従った週休日(勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日をいう。)以外の日)において、人事委員会規則で定める時間帯について勤務時間条例第3条第2項の規定により1日につき<u>8時間</u>の勤務時間(育児短時間勤務職員等については、当該育児短時間勤務等の内容に従った勤務時間)を割り振られたものとみなし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日その他の人事委員会規則で定める日を除き、当該勤務時間を勤務したものとみなす。</p> <p>3~5 略</p>

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。